

特別会計に関する法律案

(国土交通省関係)

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律を踏まえ、全ての特別会計を対象として、①特別会計の廃止及び統合、②一般会計と異なる取扱いの整理、③企業会計の慣行を参考とした特別会計に係る情報の開示についての法制上の措置を講ずる。

1. 各特会に共通すべき会計手続きにかかる統一的な準則を規定

例 剰余金の一般会計繰り入れを可能とする規定

対象経費が明確な場合のみ借入金をすることができる規定

企業会計の慣行を参考とした財務書類の作成や情報の開示を義務づける規定

2. 各特別会計の目的や管理及び経理に関する取扱いについて規定

〔国土交通省関係〕

公共事業関連の5特別会計について

都市開発資金融通特別会計

治水特別会計

治水勘定 特定多目的ダム建設工事勘定

道路整備特別会計

港湾整備特別会計

港湾整備勘定 特定港湾施設工事勘定

空港整備特別会計

社会資本整備事業特別会計

治水勘定

道路整備勘定

港湾勘定

空港整備勘定

業務勘定

20年度
統合

※ 都市開発資金の貸付けは、業務勘定において経理。

- ・「道路特定財源の見直しに関する具体策」に基づく所要の法改正に伴う措置を講ずる旨を、附則に規定。
- ・治水勘定、道路整備勘定における借入金に関する規定を廃止。

自動車関連の2特別会計について

自動車損害賠償保障事業特別会計

保障勘定 自動車事故対策勘定

保険料等充当交付金勘定

自動車検査登録特別会計

自動車安全特別会計

保障勘定

自動車検査登録勘定

自動車事故対策勘定

20年度
統合

自動車損害賠償保障事業の借入金規定を廃止する一方、自動車検査登録事業の借入金規定を追加。